

令和7年第5回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年5月20日(火) 13時30分～14時48分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-3会議室

3 出席委員 (10名)

会長	16番	佐藤	俊孝
委員	1番	熊谷	洋司
委員	2番	阿部	江利子
委員	3番	朴田	敦志
委員	4番	佐々木	博
委員	7番	白澤	和実
委員	8番	高橋	かおる
委員	10番	福澤	広基
委員	12番	佐々木	光枝
委員	13番	星川	忠博

欠席委員 (6名)

会長職務代理者	15番	高原	弘明
委員	5番	白澤	克美
委員	6番	佐々木	達也
委員	9番	佐々木	昭英
委員	11番	金子	忠博
委員	14番	中塚	誠

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第7	議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について
日程第8	議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について
日程第9	議案第4号 農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請に対する許否決定について
日程第10	議案第5号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第11	議案第6号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について
日程第12	議案第7号 地域計画区域内における農業用施設の設置に係る農地転用許可の要否について
日程第13	議案第8号 農用地利用集積等促進計画の作成要請について
日程第14	議案第9号 農用地利用集積等促進計画の作成要請について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細 越 一 美
	係 長	泉 山 弘 道
	主任主事	南 幅 央 毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。

本日の出席委員は 10 名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。なお、5 番 白澤克美委員、6 番 佐々木達也委員、9 番 佐々木昭英委員、11 番 金子忠博委員、14 番 中塚誠委員、15 番 高原弘明委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから令和 7 年第 5 回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第 1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名させていただきます。

7 番 白澤和実委員、8 番 高橋かおる委員、10 番 福澤広基委員にお願いします。

日程第 2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局 泉山弘道業務係長にお願いします。

日程第 3、会期の決定ですが、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは本日 1 日と決めます。

日程第 4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

※佐藤会長から補足説明

5/7 矢巾町農業再生支援協議会総会、矢巾町農業対策会議に出席し、提案のとおり、可決となった旨の報告あり。

議長

業務の経過報告について、質疑ありましたらお願いいたします。

「なし」の声あり

議長

では次に進みます。

日程第 5、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第 1 号 朗読】

議長 補足説明を許します。
事務局 特にありません。
議長 それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。
「なし」の声あり
議長 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【議案第1号 朗読】
議長 補足説明を許します。
事務局 議案第1号について、補足説明させていただきます。
お手元の資料 No. 1 の別添農地法第3条調査書の1～4ページをご覧ください。
こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。
番号1の案件につきましては、譲受人は現在又兵エ新田に居住しておりますが、当該農地に隣接する住宅も併せて購入し、そちらに転居して新規就農するものでございます。
議長 新規就農の案件について、新規就農者審査を行っております。
審査の結果について、番号1については、福澤広基委員、番号3については、佐々木博委員より報告願います。
福澤広基委員 10番、福澤広基です。
番号1の案件について、令和7年3月31日に金子忠博委員と私が審査しましたので、結果を報告いたします。
営農計画が妥当かについては、家庭菜園として野菜を作付けすることとしており、隣接する自宅に居住しながらの耕作であり、適正に管理できると考えられることから、計画は妥当であると思われます。
業としての経営かについては、自家用であり、業としての経営ではありません。
資金収支から見て妥当かについては、耕作による営利を目的としてはおらず、本業もあることから、資金収支から見て妥当であると思われます。
営農姿勢については、実家が農家であり、結婚により居宅を購入して引っ越した後も、継続して農業を行いたいという熱意を感じました。
知識・経験の有無については、実家の農作業も手伝っており、今後は両親と共に指導を受けながら耕作することとしているそうです。
総合評価としては、営農計画も妥当であり、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けました。以上です。
佐々木博委員 4番、佐々木博です。
番号3の案件について、令和7年5月1日に佐々木達也委員と私が審査しましたので、結果を報告いたします。
営農計画が妥当かについては、自家用野菜を作付けすることとしており、自らが経営する児童発達支援事業所の利用者に対する農業体験も行う計画です。農地と併せて購入する隣接住宅を拠点にした耕作であり、適正に管理できると考えられることから、計画は妥当であると思われます。
業としての経営かについては、主に自家用であり、業としての経営ではありません。
資金収支から見て妥当かについては、耕作による直接的な営利を目的としてはおらず、本業もあることから、資金収支から見て妥当であると思われます。

営農姿勢については、自らが経営する児童発達支援事業所の利用者に対して農業指導を行うことにより、将来的には農業従事者としての就労支援にもつなげたいと考えており、社会福祉事業としてはあるが、熱意を感じました。

知識・経験の有無については、実家が農家で農作業経験があり、今後は農地の周辺に居住している譲受人の親戚より指導を受けながら耕作する計画です。

総合評価としては、営農計画も妥当であり、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けました。以上です。

議長

その他、補足説明ありましたら、お願いいたします。

朴田敦志委員

3番、朴田敦志です。

番号2についてですが、譲受人の息子の独立に向けた規模拡大による取得となります。農業委員会としても支援していきたい案件と考えております。

議長

その他補足説明、ございますか。

議長

「なし」の声あり

質疑ありましたら、挙手願います。

議長

「なし」の声あり

それでは、討論に入ります。

討論ありましたら、挙手をお願いいたします。

はじめに反対討論ありますか。

議長

「なし」の声あり

それでは、賛成討論お願いします。

熊谷洋司委員

1番、熊谷洋司です。

実家の支援もあり、自家消費ということですので問題ないと思います。

阿部江利子委員

2番、阿部江利子です。

新規就農であり、農地を引き継いでいただけるということでもあり、遊休農地の防止にも繋がりますので、大変喜ばしいことだと思います。賛成いたします。

議長

その他、賛成討論ありましたらお願いします。

議長

「なし」の声あり

討論なしとして、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について、許可する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員でありますので、許可することに決します。

次に進みます。

議長

日程第7、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する拒否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局に朗読させます。

【議案第2号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

議案第2号について、補足説明をいたします。

お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の5ページをご覧ください。

こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長

新規就農の案件について、新規就農者審査を行っております。

審査の結果について、13番 星川忠博委員より報告願います。

星川忠博委員

13番、星川忠博です。

本件について、令和7年5月2日に中塚誠委員と私が審査しましたので、結果を報告いたします。

営農計画が妥当かについて、現在耕作している従兄から当該農地を貸借して経営移譲をするものであり、当面は家庭菜園として野菜を作付けすることとしています。隣接する自宅に居住しながらの耕作であり、適正に管理できると考えられることから、計画は妥当であると思われます。

業としての経営かについて、当面は自家用であり、業としての経営ではないが、将来的には産直への出荷を希望しています。

資金収支から見て妥当かについて、耕作による営利を目的としてはおらず、本業もあることから、資金収支から見て妥当であると思われます。

営農姿勢について、将来的には経営規模も拡大し、専業農家になりたいという希望もあり、営農に対する熱意を感じました。

知識・経験の有無について、以前から従兄の下で当該農地の耕作を手伝っており、今後も引き続き従兄の指導を受けながら営農をしていく計画です。

総合評価としては、営農計画も妥当であると共に、耕作に対する熱意も感じられ、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けました。以上です。

議長 その他、補足説明ありましたらばお願いいたします。

「なし」の声あり

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に反対討論がありましたら、お願いします。

「なし」の声あり

議長 それでは、賛成討論に移ります。

朴田敦志委員 3番、朴田敦志です。

別に問題はないと思いますので、賛成です。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。

ぜひ、お願いしたい案件だと思いますので、賛成です。

その他、賛成討論ございますか。

「なし」の声あり

議長 賛成討論なしとして、それでは挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

議長 日程第8、議案第3号、農地法第3条の規定による貸借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第3号 朗読】

議長 補足説明を許します。

事務局 議案第3号につきまして、補足説明をいたします。

お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の6～8ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

番号3の案件につきましては、後ほど議案第6号でご協議していただく営

農型太陽光発電パネルを設置している農地と組田になっている農地で、この太陽光発電パネルを令和3年に設置した時点では使用貸借による無償の貸借としておりましたが、今回太陽光発電パネルについての農地転用の更新にあたり見直しを図り、太陽光発電パネルを設置している農地と同様に賃借権設定に変更することにしたものでございます。なお、賃借権設定については農地法の規定により自動更新となりますので、これらの農地については、貸借期間満了後も自動更新で継続して貸借することとなります。

議長

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしとして、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたら願います。

「なし」の声あり

議長

賛成討論がありましたら願います。

白澤和実委員

7番、白澤和実です。

いずれも問題はありませぬので、賛成します。

高橋かおる委員

8番、高橋かおるです。

賃借人の経営状況からも問題ないと思いますので、賛成いたします。

議長

その他、賛成討論ございますか。

「なし」の声あり

議長

討論なしと認めます。

挙手により表決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

議長

挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

日程第9、議案第4号、農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第4号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

議案第4号について、補足説明させていただきます。

これらの案件につきましては、後ほど議案第6号でご協議していただく営農型太陽光発電パネルが設置されている農地において、太陽光発電パネルが設置されている区域の上部の空間を使用するために区分地上権を設定するものです。なお、区分地上権の設定については、耕作を目的とするものではないことから、農地法第3条第2各号の要件は不要となっております。

議長

それでは質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

最初に反対討論ございませんか。

「なし」の声あり

議長

それでは賛成討論がありましたら、発言をお願いします。

福澤広基委員

10番、福澤広基です。

反対する理由がありませんので、賛成します。

佐々木光枝委員

12番、佐々木光枝です。

賛成いたします。

議長 その他、賛成討論ございますか。
「なし」の声あり

議長 討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
議案第4号、農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請に対する許否決定について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。
【賛成者挙手】

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。
次に進みます。
お諮りします。
日程第10、議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、
日程第11、議案第6号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、
日程第12、議案第7号、地域計画区域内における農業用施設の設置に係る農地転用許可の要否について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり

議長 異議なしということですので、一括して議題といたします。
日程第10、議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、
日程第11、議案第6号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、
日程第12、議案第7号、地域計画区域内における農業用施設の設置に係る農地転用許可の要否について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【議案第5～7号 朗読】

議長 補足説明を許します。
事務局 まず、議案第5号につきまして、申請位置の状況でございますが、議案の9ページ目をご確認願います。
番号1の申請位置の状況でございますが、役場の●側約●●kmに位置しており、東側は町道●●線に隣接しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので第一種農地でございます。
次に議案第6号につきまして、申請位置の状況でございますが、議案の次のページ、11ページ目をご確認願います。
番号1の申請位置の状況でございますが、役場の●側約●●kmに位置しており、南側は町道●●線に隣接しております。農地区分につきましては、農用地区域内の農地でございますので農用地でございます。
番号2の申請位置の状況でございますが、12ページ目をご確認願います。
役場の●側約●kmに位置してございまして、南側は町道●●線に隣接しております。農地区分につきましては、農用地区域内の農地でございますので農用地でございます。
番号2の案件につきましては、令和6年6月総会において当該営農型太陽光発電パネルの設置に係る一時転用を更新するためにご協議していただいた案件でしたが、振興局農政部から太陽光発電パネルが申請農地の隣接農地にはみ出ているのではないかという指摘を受けて調査を進めたところ、指摘のとおりはみ出たことが判明しました。詳細につきましてはお手元の資料No.4のNo.2-6の図面に基づいて説明いたします。令和3年の当初の申請では●番●の農地のみ申請となっており、この農地の敷地内にパネルが全て収まっているような図面が提出されておりました。しかしながら、実

際は真ん中ぐらいの東側に出っ張った部分が●番●にはみ出ていたというものでございます。これを受けて振興局農政部の指導により原因究明をすることにしましたが、当時から現在に至るまで、転用事業者及び農業委員会事務局では、このような状況になっていることを把握していなかったことから、パネルの設置業者に対して聞き取り調査を試みましたが、思うように連絡が取れない状況となっており、そのような状況の中で数回行えた聞き取り調査では、提出されていたパネルの図面は、設置業者が協力業者に対して下請けして作成したものであること、はみ出てしまった原因は現時点では不明であることのみが分かっております。その後、設置業者との連絡が全く取れなくなってしまったことから、振興局農政部と協議した結果、転用事業者ははみ出ていることを認識しておらず、意図的な申請誤りでは無かったこと、はみ出ている●番●についても、当時から所有者及び耕作者が●番●と同一であり、令和3年の申請時に●番●を加えていれば通常どおり許可が可能だったことから、この度本来の更新日である令和6年7月15日に遡って、そこから3年間の一時転用許可を追認することにしたものでございます。なお、令和3年の当初申請の是正については、前述のとおり意図的な申請誤りではないことと、既に一時転用期間が満了していることから、遡って是正はしないことで振興局農政部と協議済みとなっております。また、番号1の案件につきましても、番号2の案件と同時申請となっていたことから、この度併せて同様に追認で申請するものでございます。

続きまして、番号3及び4の申請位置の状況でございますが、13ページ目をご確認願います。

役場の●側約●kmに位置しておりまして、東側は町道●●線に隣接しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので第一種農地でございます。

これらの案件につきましては、議案第5号の案件の隣接農地となりますが、番号3の農家分家住宅の建築にあたり、污水管を設置する箇所が農地であることから、併せて番号4により一時転用するものでございます。

次に議案第7号につきまして、申請位置の状況でございますが、役場の●側約●kmに位置しており、東側は町道●●線に隣接しております。農地区分につきましては、農用地区域内の農地でございますので農用地でございます。

この案件につきましては、認定農業者が設置する農業用施設について、先月の全員協議会でも説明したとおり、農地転用許可が不要であると判断すべきか、ご審議していただくものでございます。許可不要とする要件としましては、認定農業者が設置する施設であることと、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことがあります。どちらの要件も満たしていると考えていることから、許可不要として判断して良いと考えております。

また、農振農用地であるため、農業用施設用地への用途区分変更が必要となりますが、許可不要の場合、事前の変更は必須ではなく、速やかに変更するようにとあり、現在、町産業観光課に対して手続きを進めているところでございます。

議長

5月15日に農地転用現地調査を行った阿部江利子委員より、調査結果を報告願います。

阿部江利子委員

2番、阿部江利子です。

5月15日に、今日はお休みですが、高原委員と事務局とで現地調査行ってまいりました。

その調査の結果をご報告いたします。

議案第5号の適用外証明現地調査について、資料No.3に基づき、ご報告し

ます。

当該土地は、平成7年頃に居宅を新築した時点から居宅の敷地として利用していました。この度、農家分家住宅の建築に伴い、登記地目及び公図を確認したところ、農地であることが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難です。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断します。

続きまして、議案第6号に係る農地転用現地調査について報告します。

番号1についてですが、当該農地は農振農用地であるが、営農型の太陽光発電のための一時転用の更新であり、発電の装備下部ではナス・ピーマンを収穫しています。現在、地域の平均反収の8割を超える収穫があることから、引き続き一時転用をすることはやむを得ないと判断します。

番号2についてですが、当該農地は農振農用地であるが、営農型の太陽光発電のための一時転用の更新であり、発電の装備下部ではネギを収穫しています。初回申請時に申請漏れの農地があったが、事業としては適正に行われていました。現在、地域の平均反収の8割を超える収穫があることから、引き続き一時転用をすることはやむを得ないと判断します。

番号3についてですが、当該農地は、農振白地であり農振農用地と比べて生産性の高い農地ではありません。農家分家住宅建設にあたり、最小限の面積と判断されることから、転用はやむを得ないと判断します。

番号4についてですが、当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではありません。隣接地に建設する農家分家住宅建築に必要な污水管を埋設するための一時転用であり、最小限の面積と判断されることから、一時転用はやむを得ないと判断します。

番号5についてですが、当該農地は農振農用地であるが、農業用施設用地への用途区分変更をする計画です。転用者は認定農業者であり、当該施設は地域計画に位置付けられる予定で、乾燥調製施設建築にあたり、最小限の面積と判断されます。敷地内には砂利を敷設し、雨水は地下浸透とすること、糞殻の飛散防止対策を講じていることから、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがなく、農地転用許可は要しないと判断します。以上です。

議長

その他補足説明、ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

熊谷洋司委員

1番、熊谷洋司です。

議案第6号、番号1及び2についてですが、資料No.4のNo.2-1の事業計画書に撤去費用として40万を計上していますが、どのような費用でしょうか？また、物価高騰が想定されている状況でこの費用額は適正でしょうか？

事務局

この費用は事業の継続が困難となり、要件を満たせなくなった場合に施設を撤去するものです。金額については、今回の更新に伴い事業計画者が改めて算出し、3年後の更新時期まで見込んだものとして判断しております。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

「なし」の声あり

議長

それでは、賛成討論をお願いします。

星川忠博委員

13番、星川忠博です。

いずれも問題ないと思われしますので、賛成いたします。

熊谷洋司委員

1番 熊谷洋司です。

議案第5号については、是正する案件ですので賛成します。

議案第6号の番号1及び2については、反収も要件を満たしており、影響

ないと思いますので、賛成します。

議長 その他、賛成討論ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

議長 それでは、討論なしと認め、挙手により表決に入ります。

議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する許可決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

議長 挙手全員ですので、許可相当として意見することに決めます。

議案第7号、地域計画区域内における農業用施設の設置に係る農地転用許可の要否について、許可を要しないと判断することに決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

議長 挙手全員であります、許可相当として意見することに決めます。

次に進みます。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。

次の議案第8号の議案において、私の案件がございますので、退席の許可をお願いしたいと思います。

議長 4番 佐々木博委員の退席を許可します。

(16:36 退席)

(16:36 再開)

議長 再開いたします。

日程第13、議案第8号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

【議案第8号 朗読】

議長 補足説明を許します。

事務局 特にありません。

議長 それでは質疑に入ります。

質疑ありましたら挙手願います。

阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。

水利費負担はどちらでしますか？

事務局 所有者負担となります。

議長 その他、質疑ありませんか。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に反対討論ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

議長 それでは、賛成討論に入ります。

阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。

中間管理機構を使つての貸借であり、問題ないと思いますので、賛成いたします。

朴田敦志委員 3番、朴田敦志です。

阿部委員と同じく、中間管理機構を通じての貸借ですので、特に問題はないと思います。

議長 その他、賛成討論ありましたらお願いいたします。

「なし」の声あり

議長 それでは、討論なしと認め、挙手により表決に入ります。

議案第8号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員です。
要請することに決めます。
4番 佐々木博委員が着席するまで暫時休憩いたします。
(4番 佐々木博委員 着席)
(14:40 再開)

議長 再開します。
日程第14、議案第9号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、
を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【議案第9号 朗読】

議長 補足説明を許します。
事務局 議案第9号について、補足説明をいたします。
これらの案件につきましては、複数の賃貸人が機構に貸借して1人の賃借人に対して配分するものや、1人の賃貸人が機構に貸借して複数の賃借人に対して配分するものについては、同じ番号でまとめて枝番を付けて表記しております。また、番号4の案件につきましては、中間管理機構を通して配分している現在の耕作者と、議案に記載している賃借人が協議した結果、賃借人が耕作することとなり、賃借人に対して再配分することにしたものでございます。

議長 それでは質疑に入ります。
質疑ありましたら、挙手願います。

阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。
先ほどと同様に水利費はどちら負担でしょうか？
また、借賃10アール当たり9,000円と9,500円の差異がある理由は？

事務局 水利費は、所有者負担となっております。
借賃の差異についてですが、番号1-1～5までの賃貸人の農地について、番号1-6の賃借人が中間管理機構から一括で貸借している関係で、賃貸人ごとに借賃が異なるため、差異が生じているという状況です。

朴田敦志委員 3番、朴田敦志です。
今回の計画は新規ですか？再配分ですか？
番号1～3は新規、4は再配分です。

議長 その他質疑ありませんか。
「なし」の声あり
それでは、討論に入ります。
最初に反対討論ありませんか。
「なし」の声あり
それでは、賛成討論に入ります。

朴田敦志委員 3番、朴田敦志です。
中間管理事業を活用しての集約は、正しい姿ですので賛成します。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。
中案管理機構を利用しての集約ですので、賛成です。

白澤和実委員 7番、白澤和実です。
私も同じく賛成です。
ただし、資料がわかりづらいので工夫してほしいです。

高橋かおる委員 8番、高橋かおるです。
中間管理機構を通しての貸借であり、問題ないと思われまますので、賛成します。

福澤広基委員 10番、福澤広基です。
皆さんと同じように、中間管理機構を通して集積がどんどん進んでいけば

いいと思いますので、賛成いたします。

佐々木光枝委員

12番、佐々木光枝です。
賛成です。

星川忠博委員

13番、星川忠博です。
賛成します。

議長

その他、賛成討論ありますか。

「なし」の声あり

議長

討論なしとして、挙手により表決に入ります。

議案第9号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、要請する旨
決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、要請することに決します。

以上で議事の全てを終了いたしましたので、総会は閉会といたします。

皆様、大変お疲れ様でした。

以上は、令和7年5月20日、矢巾町役場2-3会議室において開催された、令和7年第5回矢
巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 会 長 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____